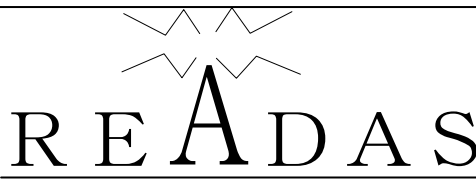


第 4703 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 4月 5日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 意見聴取に基づく修正申告

**Q**：書面添付制度に伴う意見聴取に基づいて行った修正申告は、過少申告加算税の対象にならないと聞きましたが、どういうことですか？

**A**：事務運営指針において、過少申告加算税の対象にならないことが明確にされました。

### 【解説】

さきごろ、国税庁から書面添付制度に関する事務運営指針の改正が公表されました。

書面添付制度とは、税理士が作成した申告書の内容について、どのように確認してどのように処理したかという書面を申告書に添付するもので、税務調査が行われる前には、この書面に基づいて、税務署が税理士に対して意見聴取をすることとなっています。

この意見聴取で税務署の疑問点が解決されれば、調査に移行されない場合もありますが、場合によっては修正申告が必要になることもあります。

修正申告になった場合は、これまでは、原則として過少申告加算税は課されないが、個別的非違事項の指摘によって修正申告になった場合は、過少申告加算税の対象になり得るようになっていましたが、国税通則法の改正により、意見聴取が調査でないことが明らかにされたことから、意見聴取に基づいて提出された修正申告書については、過少申告加算税の対象にならないことが明確にされたということです。

